金融庁告示第●号

協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)第十二条の 二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に 定める事項を次のように定める。

平成十八年 月 日

金融庁長官 五味 廣文

協同組合による金融事業に関する法律施行規則第十二条の二第一項第五号二等の規 定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項 (定義)

第一条 この告示において使用する用語は、協同組合による金融事業に関する法律第六条 第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協 同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどう かを判断するための基準を定める件(平成十八年三月金融庁告示第二十二号。以下「自 己資本比率告示」という。)において使用する用語の例による。

(単体における事業年度の開示事項)

- 第二条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号。以下「規則」という。)第十二条の二第一項第五号二に規定する金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。
- 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 自己資本調達手段の概要
 - 二 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 三 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力 開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。)の名称及び変更があった場合には その理由
 - (2) エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係
 - ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) 信用協同組合等が使用する内部格付手法の種類
 - (2) 内部格付制度の概要
 - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要((iv)及び(v)について、 預金者等が信用協同組合等のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けない と判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
 - (i) 事業法人等向けエクスポージャー
 - (ii) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーに対するリスク・アセッ

トの計算に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。)

- (iii) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (iv) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (v) その他リテール向けエクスポージャー
- 四 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 信用協同組合等が証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の 算出に使用する方式の名称
 - ハ 証券化取引に関する会計方針
 - 二 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格 付機関の名称及び証券化エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関の関係
- 六 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称。部分的に先進的計 測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。
 - ハ 先進的計測手法を使用する場合は、次に掲げる事項
 - (1) 当該手法の概要
 - (2) 保険によるリスク削減の有無。保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要。
- 七 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ハ 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 信用協同組合等が用いた銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
- 3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - ー 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的項目の額及びこのうち次に掲げる事項の額
 - (1) 資本金及び資本剰余金
 - (2) 利益剰余金
 - (3) 自己資本比率告示第十三条第二項に定めるステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合
 - (4) その他の資本調達額
 - (5) 自己資本比率告示第十三条第一項第一号から第三号までの規定により基本的項目から控除した額

- (6) 自己資本比率告示第十三条第一項第四号の規定により基本的項目から控除した 額
- ロ 自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額
- ハ 自己資本比率告示第十五条に定める控除項目の額
- ニ 自己資本の額
- 二 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロの金額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((iii)及び(iv)について、預金者等が信用協同組合等のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
 - (i) 事業法人等向けエクスポージャー
 - (ii) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (iii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (iv) その他リテール向けエクスポージャー
 - (3) 証券化エクスポージャー
 - ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所 要自己資本の額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポージャーのポートフォリオ の区分ごとの額
 - (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー
- ハ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び信用協同組合等が使用する次に掲げる手法ごとの額
 - (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
- 二 単体自己資本比率及び単体における基本的項目比率(自己資本比率の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。以下同じ。)
- ホ 単体自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額
- 三 信用リスクに関する次に掲げる事項

- イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高(期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。)並びにエクスポージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる 区分ごとの額
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
 - (3) 残存期間別
- ハ 三月以上延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高 及び次に掲げる区分ごとの内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
- 二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について、次に掲げる 区分ごとの期末残高及び期中の増減額
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
- ホ 業種別又はカウンターパーティー別の貸出金償却の額
- へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごと の信用リスク削減効果勘案後の残高(格付が付与されているポートフォリオの割合が 信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には区分を要しない。)並びに自己 資本比率告示第十五条第一項第二号及び第五号(第百一条及び第百十条第一項において準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額
- ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十一条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合、リスク・ウェイトの区分ごとの残高
- チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク 削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
 - (1) 事業法人等向けエクスポージャー 債務者格付ごとの PD 及びリスク・ウェイト の加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD 並びにオフ・バランス資産項目の EAD。 先進的内部格付手法を適用する場合は債務者格付ごとの LGD 及びエクスポージャー の種類ごとの EAD の加重平均値並びに信用供与の未引出額。
 - (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値並びに残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクス

ポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項

- (i) プール単位での PD、LGD 及びリスク・ウェイトの加重平均値、プールごとの オン・バランス資産項目の EAD、オフ・バランス資産項目の EAD、エクスポージャ 一の種類ごとの EAD の加重平均値並びに信用供与の未引出額
- (ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する 株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直 前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する 株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの損 失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比
- 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
 - イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。
 - (1) 適格金融資産担保
 - (2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。)
 - ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。)の額。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。
- 五 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 信用協同組合等が証券化を行ったエクスポージャーの合計額及び資産譲渡型証券 化取引に係るエクスポージャーと合成型証券化取引に係るエクスポージャーの内訳 並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - ロ 信用協同組合等が証券化を行ったエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこ

れらの主な原資産の種類別の内訳

- ハ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
- 二 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
- ホ 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除した証券化エク スポージャーについて、原資産の種類別の額
- へ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、原資産の種類別の次に掲げる 事項
 - (1) 信用協同組合等がセラーとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び投資家の保有に係る早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額の合計額
 - (2) 信用協同組合等がセラーとして留保する証券化エクスポージャーを対象とする 実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の 合計額に対する所要自己資本の額
 - (3) 投資家の保有に係る証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- ト 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- チ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- リ 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額 六 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式その他これに類する株式等エクスポージャー(以下「上場株式等エクスポージャー」という。)及びそれ以外の株式等エクスポージャー
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券
 - ロ 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ニ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの貸借対照 表計上額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 七 銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済的価値の増減額

(連結における事業年度の開示事項)

第三条 規則第十二条の三第一項第三号ハに規定する金融庁長官が別に定める事項は、次項に定める定性的な開示事項及び第三項に定める定量的な開示事項とする。

- 2 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 連結の範囲に関する次に掲げる事項
 - イ 自己資本比率告示第三条に定める連結自己資本比率を算出する対象となる会社の 集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び 作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号)に基づき連結の範囲に含 まれる会社との相違点
 - ロ 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業 務の内容
 - ハ 自己資本比率告示第七条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容
 - 二 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容
 - ホ 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号。以下この 号において「法」という。)第四条の二第一項第一号に掲げる会社のうち同号イに掲 げる業務を専ら営むもの及び同項第二号に掲げる会社又は法第四条の四第一項第六 号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの及び同項第七号に掲げる会社であっ て、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の 内容
 - へ 連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等の概要
 - ニ 自己資本調達手段の概要
 - 三 連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要
 - 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等の名称及び変更があった場合にはその理由
 - (2) エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関等の関係
 - ハ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項
 - (1) 連結グループが使用する内部格付手法の種類
 - (2) 内部格付制度の概要
 - (3) 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要 ((iv) 及び(v) について、 預金者等が信用協同組合等のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けない と判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
 - (i) 事業法人等向けエクスポージャー
 - (ii) 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーに対するリスク・アセットの算出に PD/LGD 方式を適用する場合に限る。)

- (iii) 居住用不動産向けエクスポージャー
- (iv) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
- (v) その他リテール向けエクスポージャー
- 五 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 連結グループが証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算 出に使用する方式の名称
 - ハ 証券化取引に関する会計方針
 - 二 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用する適格格 付機関の名称及び証券化エクスポージャーの種類と使用する適格格付機関の関係
- 七 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称。部分的に先進的計 測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲。
 - ハ 先進的計測手法を使用する場合は、次に掲げる事項
 - (1) 当該手法の概要
 - (2) 保険によるリスク削減の有無。保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要。
- 八 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概 要
- 九 銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項
 - イ リスク管理の方針及び手続の概要
 - ロ 連結グループが用いた銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
- 3 定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 自己資本比率告示第六条第一項第二号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる 会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額 の総額
 - 二 自己資本の構成に関する次に掲げる事項
 - イ 基本的項目の額及びこのうち次に掲げる事項の額
 - (1) 資本金及び資本剰余金
 - (2) 利益剰余金
 - (3) 連結子法人等の少数株主持分に相当する額の合計額
 - (4) その他の資本調達額
 - (5) 自己資本比率告示第四条第一項第一号から第四号までの規定により基本的項目 から控除した額

- (6) 自己資本比率告示第四条第一項第五号の規定により基本的項目から控除した額
- ロ 自己資本比率告示第五条に定める補完的項目の額
- ハ 自己資本比率告示第六条に定める控除項目の額
- ニ 自己資本の額
- 三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに対する所要自己資本の額(ロの金額を除く。)及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
 - (1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
 - (2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳((iii)及び(iv)について、預金者等が信用協同組合等のリテール業務のリスク特性の理解に影響を受けないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。)
 - (i) 事業法人等向けエクスポージャー
 - (ii) 居住用不動産向けエクスポージャー
 - (iii) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
 - (iv) その他リテール向けエクスポージャー
 - (3) 証券化エクスポージャー
 - ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所 要自己資本の額及びこのうち次に掲げる株式等エクスポージャーのポートフォリオ の区分ごとの額
 - (1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
 - (i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
 - (2) PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー
 - ハ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び連結グループが使用する 次に掲げる手法ごとの額
 - (1) 基礎的手法
 - (2) 粗利益配分手法
 - (3) 先進的計測手法
 - ニ 連結自己資本比率及び連結における基本的項目比率
 - ホ 連結自己資本比率の分母の額に四パーセントを乗じた額
- 四 信用リスクに関する次に掲げる事項
 - イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び期中平均残高(期末残高がその期のリスク・ポジションを表している場合には開示を要しない。)並びにエクスポ

- ージャーの主な種類別の内訳
- ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、次に掲げる 区分ごとの額
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
 - (3) 残存期間別
- ハ 三月以上延滞エクスポージャー又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高 及び次に掲げる区分ごとの内訳
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
- 二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について、次に掲げる 区分ごとの期末残高及び期中の増減額
 - (1) 地域別
 - (2) 業種別又はカウンターパーティー別
- ホ 業種別又はカウンターパーティー別の貸出金償却の額
- へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごと の信用リスク削減効果勘案後の残高(格付が付与されているポートフォリオの割合が 信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には区分を要しない。)並びに自己 資本比率告示第六条第一項第三号及び第六号(第百一条及び第百十条第一項において 準用する場合に限る。)の規定により資本控除した額
- ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百二十七条第三項及び第五項並びに第百四十一条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合、リスク・ウェイトの区分ごとの残高
- チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項(信用リスク 削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。)
 - (1) 事業法人等向けエクスポージャー 債務者格付ごとの PD 及びリスク・ウェイト の加重平均値、オン・バランス資産項目の EAD 並びにオフ・バランス資産項目の EAD。 先進的内部格付手法を適用する場合は債務者格付ごとの LGD 及びエクスポージャー の種類ごとの EAD の加重平均値並びに信用供与の未引出額。
 - (2) PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPD及びリスク・ウェイトの加重平均値並びに残高
 - (3) 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項
 - (i) プール単位での PD、LGD 及びリスク・ウェイトの加重平均値、プールごとの

オン・バランス資産項目の EAD、オフ・バランス資産項目の EAD、エクスポージャーの種類ごとの EAD の加重平均値並びに信用供与の未引出額

- (ii) 適切な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析
- リ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する 株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直 前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析
- ヌ 内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する 株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型 リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの損 失額の推計値と損失額の実績値の長期にわたる対比
- 五 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項
 - イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー(信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。)の額(包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額)。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。
 - (1) 適格金融資産担保
 - (2) 適格資産担保(基礎的内部格付手法を採用する信用協同組合等に限る。)
 - ロ 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー(信用リスク削減効果が勘案された部分に限る。)の額。基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。
- 六 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 連結グループが証券化を行ったエクスポージャーの合計額及び資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャーと合成型証券化取引に係るエクスポージャーの内訳並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - ロ 連結グループが証券化を行ったエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳
 - ハ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

- 二 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高 及び所要自己資本の額
- ホ 自己資本比率告示第二百二十三条の規定により自己資本から控除される証券化エ クスポージャーについて、原資産の種類別の額
- へ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、原資産の種類別の次に掲げる 事項
 - (1) 連結グループがセラーとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び投資家の保有に係る早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額の合計額
 - (2) 連結グループがセラーとして留保する証券化エクスポージャーを対象とする実 行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合 計額に対する所要自己資本の額
 - (3) 投資家の保有に係る証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額に対する所要自己資本の額
- ト 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。)
- チ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
- リ 自己資本比率告示附則第十三条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
- 七 銀行勘定における株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項
 - イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額
 - (1) 上場株式等エクスポージャー及びそれ以外の株式等エクスポージャー
 - (2) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券
 - ロ 株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
 - ハ 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
 - 二 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
 - ホ 自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの連結貸借 対照表計上額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額
- 八 銀行勘定における金利リスクに関して経営陣が内部管理上使用した金利ショックに 対する損益又は経済的価値の増減額

(半期の開示事項)

第四条 規則第十二条の五に規定する金融庁長官が別に定める事項は、第二条第三項及び 前条第三項に定める定量的な開示事項とする。

附 則

1 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法又は先進的計測手法を使用する信用協同組合等にあっては、平成二十年三月三十一日から

適用する。

2 前項の規定にかかわらず、第二条第三項第三号ヌ及び第三条第三項第四号ヌに掲げる 開示事項は、平成二十二年三月三十一日から適用する。